

次の(設例)を読んで、問(1)から(3)までに答えなさい。根拠条文があるときは、それを解答中に明示すること。

(設例1)

1. 甲社は、衣料品の製造販売を目的とする非上場の公開会社である。甲社の発行済株式総数は1万株であり、その定款に、種類株式を発行する定め、株券を発行する旨の定めは、いずれもない。
2. 甲社の株主名簿上、100株の株主であるAは、「Bに対する貸金の担保に、Bの有する甲社株式500株につき譲渡担保権の設定を受けていたところ、この度、譲渡担保権を私的に実行した」として、甲社に対し、譲渡担保権設定契約書を提示して、自ら、甲社に対して株主名簿の名義書換を請求した。

問(1)(配点:10点)

甲社は、Aのなした名義書換請求に応じなければならないか。

(設例2)

(設例1)の事実1, 2の後、以下の事実3, 4があったとする。

3. 甲社は、Aが提出した譲渡担保権設定契約書の真偽が不明であるとの見方が社内にあるにもかかわらず、Aの請求に応じて、株主名簿の名義を書き換えた。
その後、甲社において株主総会が開催され(以下「本件総会」という。), 甲社は、Bに対して招集通知を送付せず、Aを600株の株主として扱ってAに議決権を行使させ、甲社の従業員であったことのないCを新たに取締役を選任する決議を行った(以下「本件決議」という。)。本件決議に際しては、5,200株の議決権を有する株主が出席し、2,900個の議決権の賛成票が投じられている。
4. 本件総会の翌週になり、Bが甲社に対して、Aとの間で甲社株式について譲渡担保権設定契約を締結した覚えはないと申し立て、Bの申し出が真実に基づくものであると確認することができた。

問(2)(配点:20点)

本件決議の効力を検討しなさい。

(設例3)

(設例2)の事実3, 4の後, 以下の事実5, 6があったとする。

5. 甲社の代表取締役であるDは, Cが取締役に選任された直後から, 取締役会決議によらずに, Cに甲社副社長Cと記載をした名刺を作成させ, その使用をCに対して許していた。Cが取締役または代表取締役に就任した旨の登記はなされていない。
6. 甲社の取引先である乙社は, 甲社の副社長と記したCの名刺を見てこれを信じ, 甲社の事業を拡大したいというCの注文に応じ, 甲社がこれまで仕入れてきた取引の10倍の取引量になる大量の商品を甲社に納入する契約を締結した(以下「本件契約」という)。本件契約の存在を知ったDは, 仕入れ量が多すぎて売りさばくことは難しく, 契約を取りやめたいと判断している。

問(3) (配点: 2.0点)

1から6までの事実があるとき, 乙社は, 甲社に対して, 本件契約に基づいて商品を納入し, 代金の支払を求めることができるか。